

「秋田市未来を築く子どもを育むための
市民や社会の役割に関する条例」の
逐条解釈

平成18年7月1日

秋田市

目 次

1	はじめに	1
2	条例の逐条解釈	2
	題名	2
	前文	3
	第1章 総則	4
	第1条（目的）	4
	第2条（定義）	4
	第3条（基本理念）	5
	第2章 子どもにとって大切なこと	5
	第4条（子どもの個の尊重）	6
	第5条（子どもの意見表明）	6
	第6条（子どもの参加）	7
	第7条（子どもの場の確保）	7
	第8条（子どもの心身の健康）	8
	第9条（子どもの安全確保）	8
	第3章 それぞれの役割	9
	第10条（家庭の役割）	10
	第11条（学校等の役割）	10
	第12条（地域の役割）	11
	第13条（職場の役割）	11
	第4章 市の責務	12
	第14条（市の責務）	12
	第5章 基本となる政策	14
	第15条（推進計画）	14
	第16条（評価）	15
	第6章 推進体制	15
	第17条（推進体制）	15
	第7章 雑則	16
	第18条（委任）	16
	附則	16
	参 考	
	条例（公布文）	17

1 はじめに

秋田市議会として初めてとなる、議員発議による条例として「秋田市未来を築く子どもを育むための市民や社会の役割に関する条例」(以下「本条例」といいます。)が、平成18年2月市議会定例会に上程(提出者、議員立法研究会38人)され、全会一致で可決されました。

(条例提案理由)

子どもの育成についての基本理念等を定め、未来を築くすべての子どもが健やかに生まれ、かつ市民一人ひとりが子どもの育成に誇りと喜びを感じることができる社会の実現を図るため、この条例を設定しようとするものである。

これを受けて、本条例は、平成18年3月24日に公布され、5月5日から施行されています。

また、平成18年6月定例会の開会にあたり、秋田市長が市長説明において、次のとおり述べています。

(関係部分の抜粋)

次に、未来を築く子どもを育むための市民や社会の役割に関する条例についてであります。

本市で初めての議員立法として、いわゆる「子ども条例」が先の2月市議会定例会において全会一致で可決され、5月5日、こどもの日から施行されたところであります。まずもって、これまでの議員各位のご尽力に敬意を表します。

先頃、条例の具体的な運用を検討するため関係職員からなる研究会を立ち上げたところであり、この条例について、まずは、市民の皆様に条例の内容をわかりやすく周知し、正しい理解の促進に努めることが重要であるととらえ、リーフレットの作成経費を本定例会に補正予算案として提出したところであります。

本条例の制定を弾みとし、家庭、学校、地域や職場をはじめ、あらゆる主体が連携・協働することによって、条例の目的であります、未来を築くすべての子どもが健やかに生まれ、市民一人ひとりが子どもの育成に誇りと喜びを感じることができる社会が実現されていくものと確信しております。

2 条例の逐条解釈

題 名

秋田市未来を築く子どもを育むための市民や社会の役割に関する条例

(解釈)

1 「題名」

本条例の慣用題名は、「秋田市子ども条例」とします。

前 文

子どもは社会の宝であり、希望です。一人ひとりが、さまざまな個性や能力や夢をもったかけがえのない存在です。子どもが一人の人間として尊重され、社会の一員として重んじられながら、自らの可能性を伸ばし、未来に向かって健やかに育っていくことができる社会であることは、時代を超えた市民すべての願いです。

いじめ、体罰、児童虐待や子どもが当事者となる事件の多発、そして、不登校の増加傾向などに加え、核家族化、少子化、さらには都市化の進行や有害情報のはん濫など、時代や社会の進展の中で、子どもを取り巻く環境は、ますます厳しく、複雑になってきています。

すべての子どもが、生き生きと輝き、伸びやかに、たくましく育っていける、そして、子どもが、自分を大切にするなかで、他者をも大切にし、お互いを尊重し合える力をつけていくことができる環境をつくっていくことは、大人や社会の役割であり、また、責任でもあります。

そのためには、市民一人ひとりが、子どもに対してどのような人間になってほしいかというそれぞれの願いをもって、子どもの育成に主体的にかかわり、何をなすべきかを共に考え、話し合い、共通の認識をもつことが望まれます。家庭、学校等、地域や職場をはじめ、その全体にかかわる市には、それぞれの役割や責任を再確認し、相互の連携と協力や全体としての協働による取組が求められます。

すべての子どもが健やかに生まれ、そして、秋田市民一人ひとりが未来を築く子どもの育成に誇りと喜びを感じることができる社会の実現を図るため、この条例を制定します。

(趣旨)

前文は、子ども観、子どもを取り巻く環境、本条例の必要性およびねらいなどの要素からなっています。

なお、「子ども観」は、「子どもは社会の宝、希望であり、一人ひとりが、さまざまな個性や能力や夢をもったかけがえのない存在」であることを示しています。

(解釈)

1 「他者をも大切に」

子どもが自分を大切にすると同時に、他人の権利・個性・特長等をも尊重し、自分との違いをありのままに受け入れ、お互いを認め合っていくことをいいます。

2 「大人や社会」

「大人」とは、子どもに直接的に関わりのある大人はもちろん、直接的には関わりはなくても、世の中のすべての大人を含みます。

「社会」とは、「家庭、学校等、地域、職場、行政」だけでなく、人々の属する、あらゆる主体を含みます。

3 「家庭、学校等、地域、職場、市」

第3章および第4章で、解釈することとします。

第1章 総則

(趣旨)

この章では、本条例全体に適用される基本的事項として、次の3つを定めています。

(構成)

第1条 この条例の「目的」について規定しています。

第2条 「子どもの定義」について規定しています。

第3条 この条例の「基本理念」について規定しています。

第1条(目的)

(目的)

第1条 この条例は、子どもの育成について、基本理念を定め、家庭、学校等、地域および職場の役割ならびに市の責務を明らかにするとともに、**市の基本となる政策等**を定めることにより、未来を築くすべての子どもが健やかに生まれ、かつ、市民一人ひとりが子どもの育成に誇りと喜びを感じることができる社会の実現を図ることを目的とします。

(趣旨)

この条では、本条例の目的が、「未来を築くすべての子どもが健やかに育まれる社会」と「市民一人ひとりが子どもの育成に誇りと喜びを感じることのできる社会」の2つの社会の実現であることを示しています。

(解釈)

1 「役割」「責務」

「家庭、学校等、地域および職場」には、本条例第3章第10条から第13条において、それぞれの役目を割り当てるとともに、「市」には、第4章第14条において、責任と義務を定めています。

2 「市の基本となる政策等」

本条例第5章第15条で定めている「推進計画」に基づいて実施される、あらゆる施策・事業をいいます。

第2条(定義)

(定義)

第2条 この条例において「子ども」とは、18歳未満の者をいいます。

(趣旨)

この条では、本条例の対象の「子ども」は、18歳未満とすることを定めています。

(解釈)

1 「子ども」の範囲

本条例の対象は、18歳未満までですが、胎児、結婚している者、18歳に達した高校生等、および本市以外に住所があり、本市に通学等している者を含みます。

第3条 (基本理念)

(基本理念)

第3条 子どもの育成における基本理念は、次に掲げる事項とします。

- (1) 子どもの人格および子どもが権利の主体であることを尊重すること。
- (2) 子どもに関心を寄せ、温かく見守り、向き合うほか、子どもとの信頼関係の構築に配慮するとともに、子どもとの日常的な触れ合いを大切にすること。
- (3) 家庭、学校等、地域、職場および市は、子どもの育成におけるそれぞれの役割又は責務に応じた自主的かつ主体的な取組を図るとともに、相互の連携および全体としての協働を図ること。

(趣旨)

この条では、本条例を推進するうえでの基本理念 (判断の基準となる根本的な考え方) として、次の3つが掲げられています。

- ・子どもの人格と権利を尊重する。
- ・子どもとの信頼関係の構築と日常的な触れ合いを大切にする。
- ・子どもの育成にあらゆる主体がそれぞれの役割・責務に応じて取り組む。

(解釈)

1 「人格」

人柄、性質、自律的・自己決定的な個人のことをいいます。

2 「権利」

憲法で保障されている基本的人権や個別の権利のほかに、我が国が締結した国連の「子どもの権利条約」で示されている「生きる権利」「育つ権利」「守られる権利」「参加する権利」など、子どもが保障されるべきさまざまな権利をいいます。

3 「権利の主体であることを尊重」

子どもが単なる保護の対象ではなく、子どもが権利を行使できる者であることを認めその権利を尊重すること、および子どもの人権を侵害しないことをいいます。

第2章 子どもにとって大切なこと

(趣旨)

この章では、子どもにとって特に大切なこととして、次の6つを示し、市や市民がそ

それぞれの環境づくりや支援に努めることとしています。

(構成)

第4条 子どもの「個の尊重」について規定しています。

第5条 子どもの「意見表明」について規定しています。

第6条 子どもの「参加」について規定しています。

第7条 子どもの「場の確保」について規定しています。

第8条 子どもの「心身の健康」について規定しています。

第9条 子どもの「安全確保」について規定しています。

第4条 子どもの個の尊重

(子どもの個の尊重)

第4条 市と市民は、子どもが一人の人間としてその人格や個性が尊重されるとともに、子ども自身においても、自己を大切にするとともに他者をも尊ぶことの大切さを学び、自覚できる社会環境づくりに努めます。

(趣旨)

この条では、子どもの個の尊重として、人格や個性が尊重されることはもちろん、子ども自身が自分と他人を尊ぶことの大切さを学び、自覚できるようにすることを示しています。

(解釈)

1 「個の尊重」

人格や個性は、それぞれの子どもによって違いがあり、そのどれもが尊重されるべきであることをいいます。

2 「市民」

秋田市に住んでいる者、秋田市に通勤している者、秋田市に通学している者、秋田市に事務所又は事業所を設けている者など、秋田市で生活しているすべての人をいいます。ただし、本条例においては、子どもを含めておりません。

第5条 子どもの意見表明

(子どもの意見表明)

第5条 市と市民は、子どもが、自分で思ったこと、考えたこと、感じたことを素直に、かつ、自由に表現するとともに、意見および希望として表明することができるよう、子どもの年齢および成長を相応に考慮しつつ、必要な支援に努めます。

(趣旨)

この条では、子どもが自分自身の思いや考えを表現し、それを表明できるようにすることを示しています。

(解釈)

1 「素直に、かつ、自由に表現」

子どもが自分の思いや考えを、言葉や文章、歌や踊り、スポーツなど、自分なりの形で表現することをいいます。

2 「意見および希望として表明」

子どもの思いや考えを、他に向けて発信することをいいます。

3 「年齢および成長を相応に考慮」

子どもの発達段階に応じて、適切な意見表明ができるよう、子どもの身になり誠意をもって、子どもの意見を聞き、対応することをいいます。

第6条 子どもの参加

(子どもの参加)

第6条 市と市民は、子どもの自主性および主体性を大切にしながら、**社会参加**などの促進が図られるよう必要な支援に努めます。

(趣旨)

この条では、子どもが、強制されるのではなく自主性と主体性をもって、さまざまな活動に参加できるようにすることを示しています。

(解釈)

1 「社会参加など」

「地域活動」や「ボランティア活動」などを行うさまざまな集団に、その一員として参加し、その役割を果たしていくことをいいます。

第7条 子どもの場の確保

(子どもの場の確保)

第7条 市と市民は、子どもが**遊び、学び、集うことができる場**とともに、**心の居場所**が確保されるよう必要な支援に努めます。

(趣旨)

この条では、子どもが生きていくうえで必要な場として、「遊び、学び、集う」場とともに、「心の居場所」を確保することを示しています。

(解釈)

1 「遊び、学び、集うことができる場」

「遊び、学び、集うことができる場」とは、子どもたちがさまざまな社会環境や自然環境の中で、多様な体験活動のできる場をいいます。

2 「心の居場所」

「心」とは、「からだ」に対しての知識・感情・意志などの総体をいい、「心の居場所」とは、安心して存在できる場であり、自身に正直にいられる場をいいます。

第8条 子どもの心身の健康

(子どもの心身の健康)

第8条 市と市民は、子どもが心身ともに健やかに、かつ、たくましく成長することができるよう必要な支援に努めます。

(趣旨)

この条では、子どもの心とからだ、健やかに、かつ、たくましく成長できるようにすることを示しています。

(解釈)

1 「健康」

WHO(世界保健機関)の定義では、「健康とは、完全な肉体的、精神的及び社会的福祉の状態であり、単に疾病又は病弱の存在しないことではない」とされており、からだと心の健康のほかに、社会における存在意義までを含みます。

第9条 子どもの安全確保

(子どもの安全確保)

第9条 市と市民は、子どもを犯罪、交通事故、いじめ、児童虐待等の被害および子どもを取り巻く有害な環境から守る活動等の推進により、子どもが健やかに成長することができる安全で良好な環境づくりに努めます。

(趣旨)

この条では、子どもが、安全で良好な環境で生活していけるようにすることを示しています。

(解釈)

1 「有害な環境」

「有害な環境」とは、青少年白書(平成16年度版)によれば、青少年の健全な育成に有害であると認められるものの例として、「性的感情を著しく刺激し、又は粗暴性、残虐性を助長するおそれのある出版物、ビデオ、パソコンソフト、映画、広告物、放送番組等や享乐的な色彩の強いスナック、ディスコ、深夜飲食店、ゲームセンター、カラオケボックス等は、しばしば非行の誘引となっており、少年非行防止対策上憂慮すべき問

題である。」さらに、「最近は、インターネットを始めとするコンピュータ・ネットワーク等の新たなメディアを通じて有害情報が家庭に入り込むという問題が現出するなど、青少年が有害情報に接する場面が、急速に拡大しつつある。」としています。

第3章 それぞれの役割

(趣旨)

この章では、「家庭、学校等、地域、職場」の役割について示しています。

(構成)

第10条 「家庭」の役割について規定しています。

第11条 「学校等」における役割について規定しています。

第12条 「地域」における役割について規定しています。

第13条 「職場」における役割について規定しています。

第10条 家庭の役割

(家庭の役割)

第10条 家庭は、子どもにとって最も身近で、最も小さな社会的単位としての成長の原点であるという認識の下、子どもの育成について、次の役割を果たすよう努めます。

- (1) 家族は、互いのきずな、愛情および触れ合いを大切にしながら、子どもの心身のよりどころとしての家庭環境づくりを図ること。
- (2) 保護者は、子どもと共に育ち合う中で、子どもが、自ら学び、自ら考え、自らを変えていく力など、育つ力を蓄え、発揮していくことができるよう図ること。
- (3) 保護者は、子どもと共に語り、考え、行動しながら、子どもが**基本的な生活習慣や社会のきまり**を身に付けていくことができるよう図ること。

(趣旨)

この条では、「家庭」の役割について、次の3つが示されています。

- ・家族は、子どもの心身のよりどころとなる家庭環境をつくること。
- ・保護者は、子どもが育つ力を蓄え、発揮できるようにすること。
- ・保護者は、子どもが生活習慣やきまりを身に付けることができるようにすること。

(解釈)

1 「家庭」「家族」

「家庭」とは、家族などが一緒に生活する所であり、「家族」とは、夫婦・親子・兄弟姉妹関係などによって構成される親族の集団をいい、別々な場所で生活している場合

も含まれます。

2 「保護者」

「保護者」とは、基本的に「子どもの親」をいいますが、状況によっては、養親、里親、児童福祉施設の長など、子どもを保護する義務のある人をいいます。

3 「共に育ち合う」

保護者自身が子育てを通して、人間としてさらに成長していくことをいいます。

4 「基本的な生活習慣」

「あいさつをする」「時間を守る」「ものを大切に使う」など、家庭教育の中で身に付けるべき習慣のことをいいます。

5 「社会のきまり」

社会生活を送るうえで守るべき法律などの外面的な「ルール」と内面的な「道徳」の両方をいいます。

第11条 学校等の役割

(学校等の役割)

第11条 **学校等**は、それぞれの設置目的、理念等に基づき、子どもの育成における重要な社会的使命を担うことを認識し、次の役割を果たすよう努めます。

- (1) 子どもが集団の中で可能性を開花させていくために必要な、豊かな人間性および社会性をはじめ、自ら課題を見つけ、自ら考え、自ら解決していく力や基礎学力など、**生きる力**を、子どもの心身の発達段階に応じて育てていくこと。
- (2) 子どもの発達段階に応じた、**喜び学ぶ場、遊ぶ学びの場**および**生きる学びの場**としての環境づくりを図ること。

(趣旨)

この条では、「学校等の役割」について、次の2つが示されています。

- ・子どもの「生きる力」を育てていくこと。
- ・子どもが学ぶための「環境づくり」を図ること。

(解釈)

1 「学校等」

「学校」とは、教師が児童・生徒に教育を行うところで、学校教育法に規定される「小学校、中学校、幼稚園など」および児童福祉法に規定されている「保育所、児童養護施設など」を指しますが、本条例においては、対象年齢外である大学などを含めておりません。

2 「生きる力」

中央教育審議会答申（平成8年7月答申）では、「生きる力」として、次の3つを示しています。

- ・「問題解決能力（自分で課題を見つけ、自ら学び、自ら考え、主体的に判断し、行動し、よりよく問題を解決する能力）」
- ・「豊かな人間性（自らを律しつつ、他人と協調し他人を思いやる心や感動する心）」
- ・「健康と体力（たくましく生きるための健康や体力）」

3 「喜び学ぶ場、遊ぶ学びの場、生きる学びの場」

子どもたちが、学問の理解や技能の修得により、自らの成長を喜び感じるとともに、学校内外の遊びを通して、人間関係の正しい理解や自律の精神を養うことができるような環境をいいます。

第12条 地域の役割

(地域の役割)

第12条 地域の住民および地域の関係団体は、地域が子どもの社会性および豊かな人間性を育む場であることを認識し、子どもの育成について、次の役割を果たすよう努めます。

- (1) 相互に連携し、又は協力し、地域社会全体で子どもの育成が図られるための環境づくりを進めること。
- (2) 子どもが文化、スポーツ、自然環境等を学び、地域行事など社会性を育むことができる体験をする機会を提供するなど、子どもが地域社会の一員として、自主的かつ主体的に活動できるための必要な支援を行うこと。

(趣旨)

この条では、「地域の役割」について、次の2つが示されています。

- ・地域社会全体で子どもを育成するための「環境づくり」を進めること。
- ・「子どもが地域社会の一員として、自主的かつ主体的に活動できるための必要な支援」を行うこと。

(解釈)

1 「地域」

「地域」とは、活動する内容ごとに範囲は異なり、固定的・限定的ではないこととします。

2 「地域の関係団体」

町内会・自治会等の地縁組織、婦人会・青年会等の市民活動団体、ボランティア団体、その他、NPO法人をはじめとする各種法人など、地域に存在するあらゆる団体をいいます。

第13条 職場の役割

(職場の役割)

第13条 職場は、事業活動およびその社会的機能を通じて、子どもの育成に貢献すべき社会的使命を帯びていることを認識し、子どもの育成について、次の役割を果たすよう努めます。

- (1) 事業主および従業員の連携および協力の下、保護者が安心して仕事に就きながら、その子どもの健全な育成にかかわっていくことができるための職場環境づくりを図ること。

(2) 家庭、学校等、地域および市が行う**職場体験活動**などの子どもの社会性を育む活動に協力すること。

(趣旨)

この条では、「職場の役割」について、次の2つが示されています。

- ・子どもの健全な育成のための「環境づくり」を図ること。
- ・子どもの「社会性を育む活動」に協力すること。

(解釈)

1 「職場」

「職場」とは、会社や工場などの「仕事の場」だけではなく、「事業主」や「従業員」などを含みます。

2 「職場体験活動など」

子どもが社会の一員としての自覚と、勤労観、職業観を養うために、親などの働く姿や企業等の社会的使命を観察、体験することをいいます。

第4章 市の責務

(趣旨)

この章では、子どもの育成についての「市」の責務について示しています。

(構成)

第14条 「市」の責務について規定しています。

第14条 市の責務

(市の責務)

第14条 市は、子どもの育成について、次の責務を果たします。

- (1) 子どもの育成にかかわる政策を**総合的かつ計画的**に実施すること。
- (2) 家庭、学校等、地域および職場における子どもの育成に関する取組について、必要な支援を行うとともに、これらの**相互の連携および協力による活動の促進に資する調整**および支援を行うこと。
- (3) 子どもの育成についての政策の実施に当たっては、市民の理解、協力および参加が得られるよう努めること。
- (4) **子どもの視点および意見を反映**させた施策の推進に努めること。
- (5) この条例の目指すところや内容について、市民に**分かりやすく広める**など、周知、啓蒙および啓発に努めること。

(趣旨)

この条では、本条例を推進するための、「市」の責務について、次の5つを示しています。

- ・政策の総合的・計画的な実施。
- ・家庭、学校等、地域、職場への支援とこれらの活動の促進に資する調整。
- ・市民の理解、協力、参加の確保。
- ・子どもの意見を反映させた施策の推進。
- ・条例の周知・啓発。

(解釈)

1 「市」

「市」とは、普通地方公共団体である「秋田市」全体をいい、市長事務部局のほか、行政委員会、公営企業、消防などを含みます。

なお、地方自治法第89条「普通地方公共団体に議会を置く」により、「市」の定義には、「議会」を含みます。

2 「総合的かつ計画的」

子どもに関わる政策を、行政の各分野の連携・協力により「総合的」に実施するとともに、長期的ビジョンに基づいて「計画的」に実施することをいいます。

3 「相互の連携および協力による活動の促進に資する調整」

家庭、学校等、地域、職場などの主体ごとの取り組みが、有機的な結びつきによってグレードアップしていくよう、それぞれの取り組みをつなぐことをいいます。

4 「子どもの視点および意見を反映」

子どもたちの「思い」を受け止める機会を持ち、それを政策に活かすことをいいます。

5 「分かりやすく広める」

本条例の内容をかみくだき、出版物の発行や説明会の開催などにより、幅広い年齢層に情報を伝播させることをいいます。

(運用)

本市では、未来の秋田を担う子どもの育成については、次世代育成支援対策推進法に基づいて策定した「秋田市次世代育成支援行動計画」(以下「次世代行動計画」といいます。)に基づき、総合的かつ計画的な子ども政策を展開しているところです。

次世代行動計画は、行政の取組を横断的に体系化したものであり、本条例で掲げている家庭、学校、地域、職場、市民の役割などについてはそれほど言及していません。

したがって、リーフレットの作成により、本条例の目的や基本理念をわかりやすく伝えることによって、家庭、学校、地域、職場などが、自主的・主体的・積極的に子どもの育成に立ち上がるような気運を盛り上げていきます。

第5章 基本となる政策

(趣旨)

この章では、本条例を推進するための、「市」の基本的政策について示しています。

(構成)

第15条 推進計画について規定しています。

第16条 推進計画の進捗状況の評価について規定しています。

第15条 推進計画

(推進計画)

第15条 市は、子どもの育成について、その政策を計画的に進めていくための基本となる計画（以下「推進計画」といいます。）をつくります。

2 市は、推進計画を策定するときは、この条例の趣旨に基づき、市民から意見を求め、その反映に努めます。

3 市は、推進計画を策定したときは、分かりやすく公表します。

(趣旨)

この条では、子どもの育成のための政策を計画的に進めていくため、次の3つを示しています。

- ・ 推進計画を「策定」すること。
- ・ 推進計画の策定のために、「意見聴取」し、それを反映すること。
- ・ 推進計画を「公表」すること。

(解釈)

1 「政策を計画的に進めていくための基本となる計画」

「推進計画」とは、法に基づく長期計画である「秋田市次世代育成支援行動計画」を基礎として、新たな視点も加えた単年度ごとの計画をいいます。

(運用)

次世代行動計画は、前期計画を平成17年度～21年度、後期計画を平成22年度～26年度とする長期計画ですので、本条例に基づく推進計画は、より実効性のある単年度計画とします。

行動計画は行政の取組を中心にまとめたものであり、推進計画では、家庭、学校、地域、職場などの役割についての内容を充実させる必要があります。

また、行動計画策定後にさらなる充実が求められた事業、例えば、子どもたちを犯罪や事故から守る安全安心の環境づくりなど、新たな視点も加える必要があります。

なお、推進計画は、平成18年度中に策定作業に着手し、19年度内に初版を策定し、以降も毎年度策定していくこととします。

第16条 評価

(評価)

第16条 市は、推進計画に基づいて行った事業等の結果について評価します。
2 市は、前項の評価について、分かりやすく、速やかに公表します。

(趣旨)

この条では、政策の評価について、次の2つを示しています。

- ・ 推進計画を「評価」すること。
- ・ 評価結果を「公表」すること。

(解釈)

1 「評価」「公表」

「推進計画」は、毎年度、庁内外の組織の評価を受け、その結果を秋田市ホームページ等で公表します。

(運用)

推進計画の達成状況のチェックについては、次世代行動計画の評価体制を活用することとし、庁内連絡会による「内部評価」と地域協議会（社会福祉審議会児童専門分科会）などによる「外部評価」を受けて、その状況について、毎年度公表します。

第6章 推進体制

(趣旨)

この章では、本条例の「推進体制」について示しています。

(構成)

第17条 「推進体制」について規定しています。

第17条 推進体制

(推進体制)

第17条 市は、子どもの育成についての政策を総合的かつ計画的に進めるため、総合的な推進体制を整備します。

(趣旨)

この条では、政策を推進するため、総合的な推進体制の整備を求めています。

(解釈)

1 「総合的な推進体制」

市の組織体制と地域の子育て支援体制の2つをいいます。

第7章 雑則

(趣旨)

この章では、条例の施行に関し必要な事項を、別に定めることを示しています。

(構成)

第18条 必要な事項の委任について規定しています。

第18条 委任

(委任)

第18条 この条例の施行に関し必要な事項は、別に定めます。

(趣旨)

この条では、本条例の施行に関して、事務処理のあり方などを別に定めることを示しています。

附 則

附 則

この条例は、平成18年5月5日から施行します。

(趣旨)

公布日から若干の周知期間を置き、施行日が平成18年5月5日となったものです。

秋田市未来を築く子どもを育むための市民や社会の役割に関する条例をここに公布する。

平成18年3月24日

秋田市長 佐竹 敬久

秋田市条例第33号

秋田市未来を築く子どもを育むための市民や社会の役割に関する条例

目次

前文

第1章 総則（第1条 - 第3条）

第2章 子どもにとって大切なこと（第4条 - 第9条）

第3章 それぞれの役割（第10条 - 第13条）

第4章 市の責務（第14条）

第5章 基本となる政策（第15条・第16条）

第6章 推進体制（第17条）

第7章 雑則（第18条）

附則

子どもは社会の宝であり、希望です。一人ひとりが、さまざまな個性や能力や夢をもったかけがえのない存在です。子どもが一人の人間として尊重され、社会の一員として重んじられながら、自らの可能性を伸ばし、未来に向かって健やかに育っていくことができる社会であることは、時代を超えた市民すべての願いです。

いじめ、体罰、児童虐待や子どもが当事者となる事件の多発、そして、不登校の増加傾向などに加え、核家族化、少子化、さらには都市化の進行や有害情報のはん濫など、時代や社会の進展の中で、子どもを取り巻く環境は、ますます厳しく、複雑になってきています。

すべての子どもが、生き生きと輝き、伸びやかに、たくましく育っていける、そして、子どもが、自分を大切にするなかで、他者をも大切にし、お互いを尊重し合える力をつけていくことができる環境をつくっていくことは、大人や社会の役割であり、また、責任でもあります。

そのためには、市民一人ひとりが、子どもに対してどのような人間になってほしいかというそれぞれの願いをもって、子どもの育成に主体的にかかわり、何をなすべきかを共に考え、話し合い、共通の認識をもつことが望まれます。家庭、学校等、地域や職場をはじめ、その全体にかかわる市には、それぞれの役割や責任を再確認し、相互の連携と協力や全体としての協働による取組が求められます。

すべての子どもが健やかに生まれ、そして、秋田市民一人ひとりが未来を築く子どもの育成に誇りと喜びを感じることができる社会の実現を図るため、この条例を制定します。

第1章 総則

(目的)

第1条 この条例は、子どもの育成について、基本理念を定め、家庭、学校等、地域および職場の役割ならびに市の責務を明らかにするとともに、市の基本となる政策等を定めることにより、未来を築くすべての子どもが健やかに生まれ、かつ、市民一人ひとりが子どもの育成に誇りと喜びを感じることができる社会の実現を図ることを目的とします。

(定義)

第2条 この条例において「子ども」とは、18歳未満の者をいいます。

(基本理念)

第3条 子どもの育成における基本理念は、次に掲げる事項とします。

- (1) 子どもの人格および子どもが権利の主体であることを尊重すること。
- (2) 子どもに関心を寄せ、温かく見守り、向き合うほか、子どもとの信頼関係の構築に配慮するとともに、子どもとの日常的な触れ合いを大切にすること。
- (3) 家庭、学校等、地域、職場および市は、子どもの育成におけるそれぞれの役割又は責務に応じた自主的かつ主体的な取組を図るとともに、相互の連携および全体としての協働を図ること。

第2章 子どもにとって大切なこと

(子どもの個の尊重)

第4条 市と市民は、子どもが一人の人間としてその人格や個性が尊重されるとともに、子ども自身においても、自己を大切にするとともに他者をも尊ぶことの大切さを学び、自覚できる社会環境づくりに努めます。

(子どもの意見表明)

第5条 市と市民は、子どもが、自分で思ったこと、考えたこと、感じたことを素直に、かつ、自由に表現するとともに、意見および希望として表明することができるよう、子どもの年齢および成長を相応に考慮しつつ、必要な支援に努めます。

(子どもの参加)

第6条 市と市民は、子どもの自主性および主体性を大切にしながら、社会参加などの促進を図られるよう必要な支援に努めます。

(子どもの場の確保)

第7条 市と市民は、子どもが遊び、学び、集うことができる場とともに、心の居場所が確保されるよう必要な支援に努めます。

(子どもの心身の健康)

第8条 市と市民は、子どもが心身ともに健やかに、かつ、たくましく成長することができるよう必要な支援に努めます。

(子どもの安全確保)

第9条 市と市民は、子どもを犯罪、交通事故、いじめ、児童虐待等の被害および子どもを取り巻く有害な環境から守る活動等の推進により、子どもが健やかに成長することができる安全で良好な環境づくりに努めます。

第3章 それぞれの役割

(家庭の役割)

第10条 家庭は、子どもにとって最も身近で、最も小さな社会的単位としての成長の原点であるという認識の下、子どもの育成について、次の役割を果たすよう努めます。

- (1) 家族は、互いのきずな、愛情および触れ合いを大切にしながら、子どもの心身のよりどころとしての家庭環境づくりを図ること。
- (2) 保護者は、子どもと共に育ち合う中で、子どもが、自ら学び、自ら考え、自らを変えていく力など、育つ力を蓄え、発揮していくことができるよう図ること。
- (3) 保護者は、子どもと共に語り、考え、行動しながら、子どもが基本的な生活習慣や社会のきまりを身に付けていくことができるよう図ること。

(学校等の役割)

第11条 学校等は、それぞれの設置目的、理念等に基づき、子どもの育成における重要な社会的使命を担うことを認識し、次の役割を果たすよう努めます。

- (1) 子どもが集団の中で可能性を開花させていくために必要な、豊かな人間性および社会性をはじめ、自ら課題を見つけ、自ら考え、自ら解決していく力や基礎学力など、生きる力を、子どもの心身の発達段階に応じて育てていくこと。
- (2) 子どもの発達段階に応じた、喜び学ぶ場、遊ぶ学びの場および生きる学びの場としての環境づくりを図ること。

(地域の役割)

第12条 地域の住民および地域の関係団体は、地域が子どもの社会性および豊かな人間性を育む場であることを認識し、子どもの育成について、次の役割を果たすよう努めます。

- (1) 相互に連携し、又は協力し、地域社会全体で子どもの育成が図られるための環境づくりを進めること。
- (2) 子どもが文化、スポーツ、自然環境等を学び、地域行事など社会性を育むことができる体験をする機会を提供するなど、子どもが地域社会の一員として、自主的かつ主体的に活動できるための必要な支援を行うこと。

(職場の役割)

第13条 職場は、事業活動およびその社会的機能を通じて、子どもの育成に貢献すべき社会的使命を帯びていることを認識し、子どもの育成について、次の役割を果たすよう努めます。

- (1) 事業主および従業員の連携および協力の下、保護者が安心して仕事に就きながら、その子どもの健全な育成にかかわっていくことができるための職場環境づくりを図ること。
- (2) 家庭、学校等、地域および市が行う職場体験活動などの子どもの社会性を育む活動に協力すること。

第4章 市の責務

(市の責務)

第14条 市は、子どもの育成について、次の責務を果たします。

- (1) 子どもの育成にかかわる政策を総合的かつ計画的に実施すること。
- (2) 家庭、学校等、地域および職場における子どもの育成に関する取組について、必要な支援を行うとともに、これらの相互の連携および協力による活動の促進に資する調整および支援を行うこと。

- (3) 子どもの育成についての政策の実施に当たっては、市民の理解、協力および参加が得られるよう努めること。
- (4) 子どもの視点および意見を反映させた施策の推進に努めること。
- (5) この条例の目指すところや内容について、市民に分かりやすく広めるなど、周知、啓蒙および啓発に努めること。

第5章 基本となる政策

(推進計画)

第15条 市は、子どもの育成について、その政策を計画的に進めていくための基本となる計画（以下「推進計画」といいます。）をつくります。

- 2 市は、推進計画を策定するときは、この条例の趣旨に基づき、市民から意見等を求め、その反映に努めます。
- 3 市は、推進計画を策定したときは、分かりやすく公表します。

(評価)

第16条 市は、推進計画に基づいて行った事業等の結果について評価します。

- 2 市は、前項の評価について、分かりやすく、速やかに公表します。

第6章 推進体制

(推進体制)

第17条 市は、子どもの育成についての政策を総合的かつ計画的に進めるため、総合的な推進体制を整備します。

第7章 雑則

(委任)

第18条 この条例の施行に関し必要な事項は、別に定めます。

附 則

この条例は、平成18年5月5日から施行します。